（様式第３－１号）
★記載注意
○ 法人名の記載に当たっては、法人の形態も記載する。
○ 代表者は、報告書の提出について正当な権限を有する者の氏名を記載する。
○ 代表者の住所は、報告書の提出について正当な権限を有する者が生活の本拠としている場所を記載する。
○ 電話番号は、農業委員会からの文書又は電話等の受取先を記載する。

１　法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地又は採草放牧地の面積、「うち、主たる事務所が所在する市町村以外に権利を有するもの」については、法人が権利を有する農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）の内数として、農地等がある市町村ごとに記載し、「備考欄（市町村名）」にその市町村名を記載する。

２　「農業」欄の「売上高」欄には、法人が行った報告対象年度、その１年前及び２年前における次の事業の売上高の合計を記載する。
ア　耕作又は養畜の事業
イ　農業と併せ行う林業
ウ　農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
エ　耕作又は養畜の事業に関連する次の事業
(ｱ) 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
(ｲ) 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
(ｳ) 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
(ｴ) 農業生産に必要な資材の製造
(ｵ) 農作業の受託
(ｶ) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第２条第１項に規定する農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
(ｷ) 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の 50%を超えると認められるものの名称を記載する。いずれの農畜産物の粗収益も 50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に３つの農畜産物の名称を記載する。
「関連事業等」とは、イからエの事業をいう。
「農業に該当しない事業」には、報告対象年度において法人がアからエの事業のいずれにも該当しない事業を行った場合には、その行った事業の具体的な名称及び報告対象年度における売上高を記載する。

３　「構成員全ての状況」は、（１）農業関係者と、（２）それ以外の者に分けて記載する。
（１）の農業関係者とは、農地法第２条第３項第２号のイからチ、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の２第１項に規定する関連事業者（以下「関連事業者」という。）又は農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第５条に規定する承認会社（以下「承認会社」という。）のいずれかに該当する者をいう。
この「構成員の状況」欄に記載する事項を、組合員名簿、株主名簿又は社員名簿の写しに記載し、この欄は、「別紙のとおり」と記載してもよい。

構成員については、報告対象年度末現在のすべての構成員（農事組合法人は組合員、株式会社は株主、持分会社は社員）について記載する。

「国籍等」「在留資格又は特別永住者」欄は、法人が農地を所有している場合（１の「所有農地の有無」を「有」とした場合）にのみ記載する。

国籍等は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載する。

外国人の場合は、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の３に規定する中長期在留者。３月以内、又は短期滞在の在留資格が決定された者等以外の者）の場合は在留資格、特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第 71 号）に規定する特別永住者）の場合はその旨を併せて記載する。

法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載する。

「議決権の数」欄には、その構成員の有する議決権の数を記載する。

「法人への農地等の権利設定・移転」は、法人が農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体から使用貸借権又は賃借権の設定を受けている場合、構成員が当該農地の使用貸借権又は賃借権を農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体に設定している場合も記載する（その場合は、備考欄にその旨を注記する）ものとし、法人に直接権利の設定・移転している農地と区分して記載（二段書き）する。

「年間農業従事日数」欄には、報告対象年度において法人の行う２のアからエの事業（以下「農業」という。）に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載する。

なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した数も含まれる。

備考欄に、「農業関係者となる事由」として、構成員が農地法第２条第３項第２号のイからチに該当する場合、又は関連事業者若しくは承認会社に該当する場合は、次のように記載する。

農業関係者となる事由	記載
その法人に農地の所有権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同じ。）を移転した個人	イ
その法人に農地を貸している（使用収益権に基づく使用及び収益をさせている）個人	ロ
その法人に使用及び収益をさせるため農地の権利移転について農地法第３条許可を申請している個人	ハ
その法人に農地中間管理機構を介して、農地を貸し付けている個人（個人が農地中間管理機構に使用貸借権又は賃借権を設定し、農地中間管理機構が法人に対し使用貸借権又は賃借権を設定している場合の当該個人をいう）。	ニ
その法人の行う農業に常時従事する者	ホ
その法人に農作業（基幹的作業）の委託を行っている個人	ヘ
農地中間管理機構	ト
地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会	チ
農業経営基盤強化促進法第14条の２第１項に規定する関連事業者（当該法人から法人の農業経営に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又は法人の農業経営の円滑化に寄与する者	関連事業者
農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第５条に規定する承認会社	承認会社

への、法人に農作業の委託を行っている個人については、農作業委託の内容についても記載すること。

４　「理事等」とは、農事組合法人では理事、株式会社では取締役、持分会社では業務を執行する社員のことをいい、「住所」欄には、業務執行役員が生活の本拠としている場所を記載する。

「国籍等」「在留資格又は特別永住者」欄は、法人が農地を所有している場合（１の「所有農地の有無」を「有」とした場合）にのみ記載する。（（２）の使用人についても同じ。）

「構成員」欄には、当該理事等がその法人の構成員である場合に「○」を記載する。

「年間農業従事日数」欄には、報告対象年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員のその農業への年間従事日数を記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。

「うち農作業従事日数」欄には、「年間農業従事日数」の内数として、報告対象年度において法人の行う農業に常時従事した業務執行役員が行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載する。

従事日数については、「実績」は報告対象年度について、「見込」は翌事業年度の計画を記載する。

「重要使用人」とは、法人の行う農業に関する権限及び責任を有する使用人をいう。

使用人については、（１）の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間 150 日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第８条に規定する日数（原則年間 60 日）以上従事する者がいない場合にのみ記載する（記載する場合も、「国籍等」「在留資格又は特別永住者」欄は、法人が農地を所有している場合にのみ記載）。

「年間農業従事日数」及び「うち農作業従事日数」については、理事等と同じ。

５　「参考となるべき事項」は、例えば、次のような事項を記載する。

(1)　法人が従たる事務所（支店、支所、分場等）において農地等の権利を取得し耕作又は養畜の事業を行っている場合には、その住所及び電話番号並びに責任者氏名、従たる事務所（支店、支所、分場等）に おける事業の状況及び農業従事者の状況等。

(2)　法人の事業内容の変更、法人形態の変更等、法人経営上重大な変更があった場合には、その旨。

(3)　法人の構成員が常時従事者であるかどうかの判定に必要な場合には、その法人の行う農業に必要な年間総労働日数。

★許可時に作成した様式３－２号農地所有適格法人要件確認書に転記し、以降毎年の報告を整理・管理する。